

日常生活自立支援事業の国庫補助

○ 現在、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施。(200億円の内数)

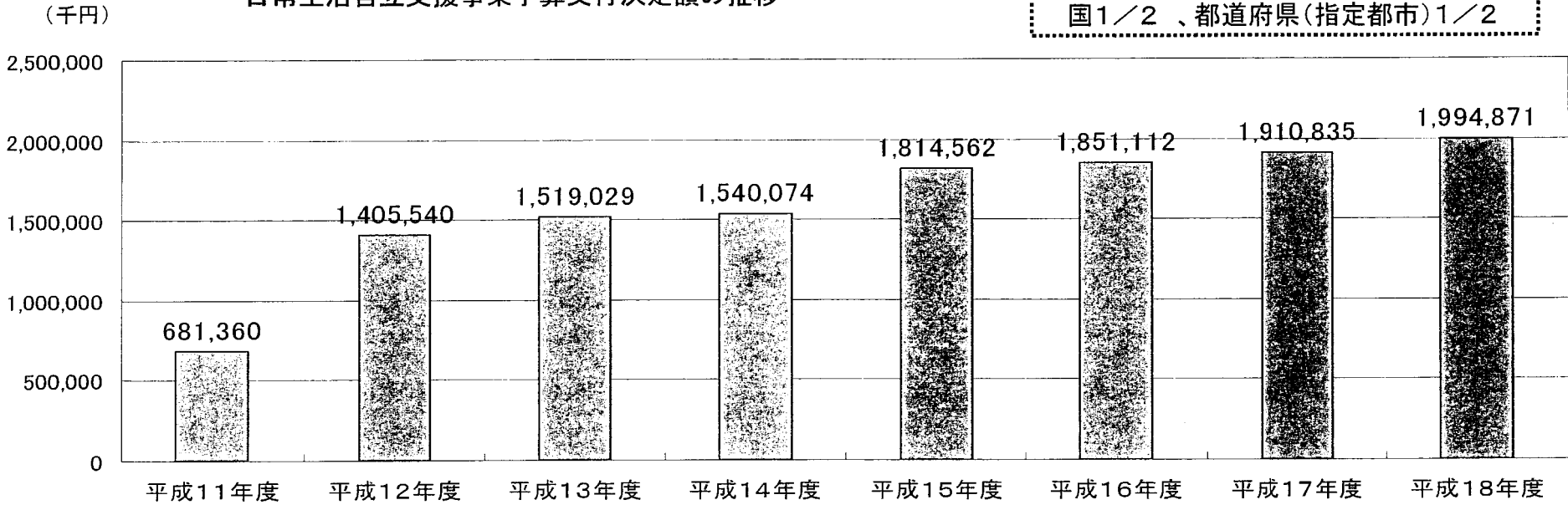
【本事業に係る標準的な事業費】 都道府県・指定都市社協1ヶ所あたり 約17,000千円
 基幹的社協1ヶ所あたり 約 7,400千円

【平成18年度末 実利用者数一人あたり】 約182,000円(1ヶ月15,000円)

【平成18年度 延相談件数一件あたり】 約 7,515円(1ヶ月 626円)

日常生活自立支援事業予算交付決定額の推移

【補助率】
 国1/2、都道府県(指定都市)1/2



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	957,587	1,871,020	3,453,600	3,453,600	3,572,388	3,393,768	13,597,467	15,000,000	20,000,000
交付決定額	681,360	1,405,540	1,519,029	1,540,074	1,814,562	1,851,112	1,910,835	1,994,871	
備考	平成11年 10月実施		地域福祉推進 事業に統合		実施主体に指 定都市を追加		セーフティネッ ト支援対策等事 業費補助金に 統合		

関係する告示・通知

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成15年7月31日)
(／厚生労働省／国土交通省／告示第1号)

ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要であることから、日常生活自立支援事業の利用の推進を図ること。

地域支援事業の実施について
(平成18年6月9日)
(老発第0609001号)

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ること。

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号) 一抜粋一

<福祉サービス利用援助事業関係>

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

第八章 福祉サービスの適切な利用

第二節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

＜運営適正化委員会関係＞

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要

- 成年後見制度が、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行うことが目的。
- 任意後見制度が財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を対象とする民法上の任意代理の新たな類型として家庭裁判所が任意後見監督人を選任するという形で関与する仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等を行うことを援助の範囲として、一般の任意代理の委任契約に基づく事業として手続ができる仕組み。第三者より構成される「運営監視委員会」による監視を行うことにより事業の信頼性を確保。
- 本人が判断能力を欠き契約を締結できない場合には、成年後見制度により選任された成年後見人等との間で利用契約を締結することとなる。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業とが連携を密にして、両者があいまって機能を果たすことにより、判断能力が不十分な方も安心して生活できるよう支援することが必要。

- 日常生活自立支援事業を利用していることによる成年後見制度利用の際のメリットとしては、
 - ① 本人の心身、経済、家族状況等やニーズが客観的に把握でき、
 - ② 利用者自身が日常生活自立支援事業の利用経験をとおして、第三者に金銭管理を依頼するということに慣れるため、成年後見制度につながりやすくなる。
 - ③ 成年後見開始までの支えになる。

- 問題点としては、「申立人がいない」「管理すべき財産がない」「費用や後見人の報酬が支払えない」場合に、成年後見制度の利用に結びつき難いことが指摘されている。
 - * 成年後見制度の低所得者対応の問題。（「市町村長申立て」「成年後見制度利用支援事業」の活用がすすまない現状）
 - * 成年後見制度の利用が開始されないと本人意思決定の代行や財産管理を行えない。また、施設入所が必要な状態であっても、その判断と手続きを行うものがいない状態となる。

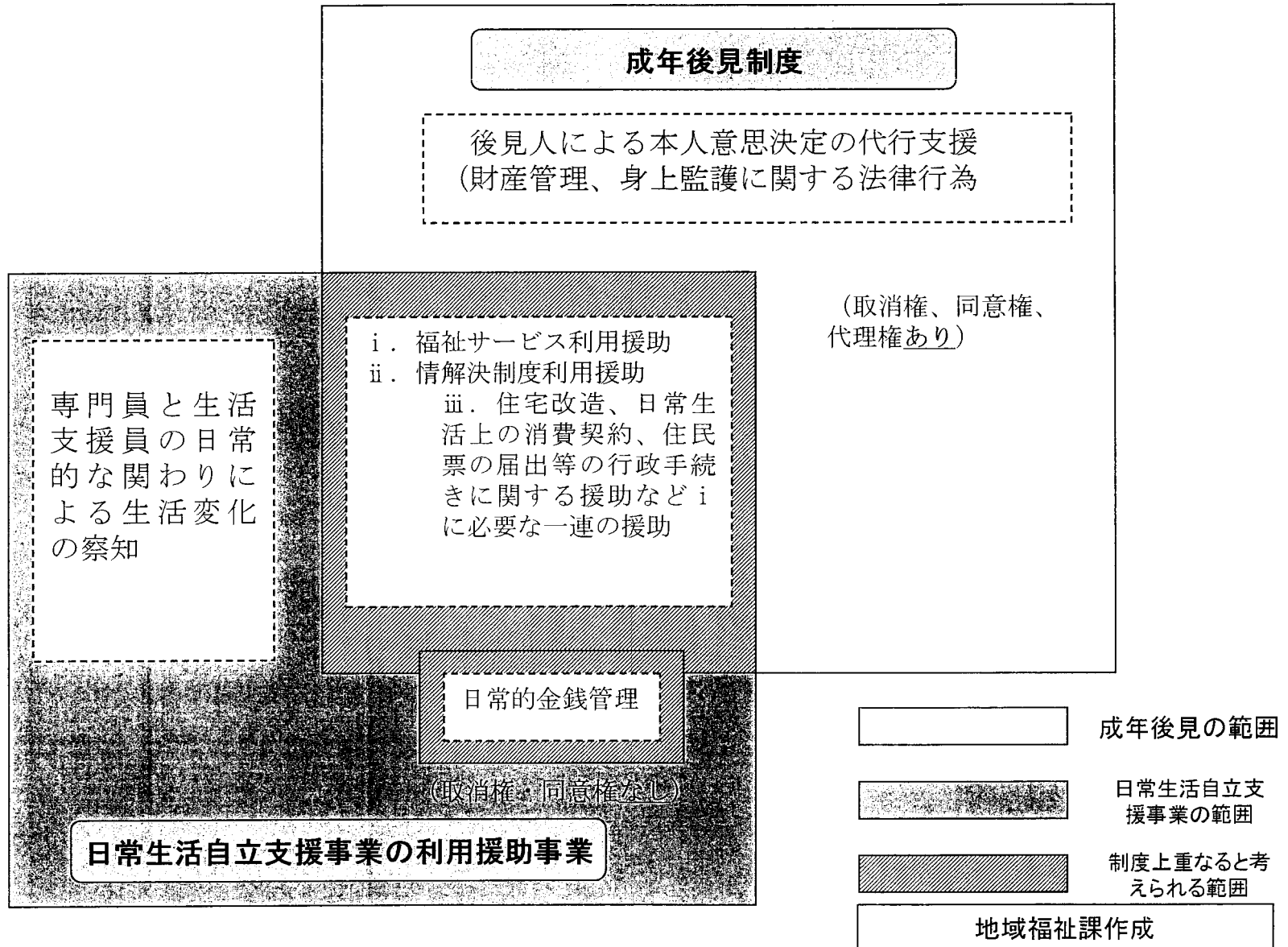
- 成年後見制度の利用を援助する事業は、介護保険制度では、地域支援事業（介護保険法第115条の38第2項）、障害者自立支援法では地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条第3項）において任意事業として実施。
 - * 平成18年度 成年後見開始の審判申立件数 29,380件（前年対比64%増）。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

制度名	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	○精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 (判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者)	○精神上の障害により事理弁識する能力 能力が不十分な者＝補助 能力が著しく不十分な者＝保佐 能力を欠く常況に在る者＝後見
担い手・機関	○都道府県・指定都市社会福祉協議会 事業の一部委託先として基幹的社会福祉協議会法人の履行補助者として専門員、生活支援員	○補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人)※複数可
手続	○基幹的社協等に相談・申込 (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約	○家庭裁判所に申立 (本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)等) ※ 本人の同意:補助＝必要 保佐・後見＝不要 家庭裁判所による成年後見人等の選任
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	○「契約締結判定ガイドライン」により確認困難な場合、契約締結審査会で審査	○医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出

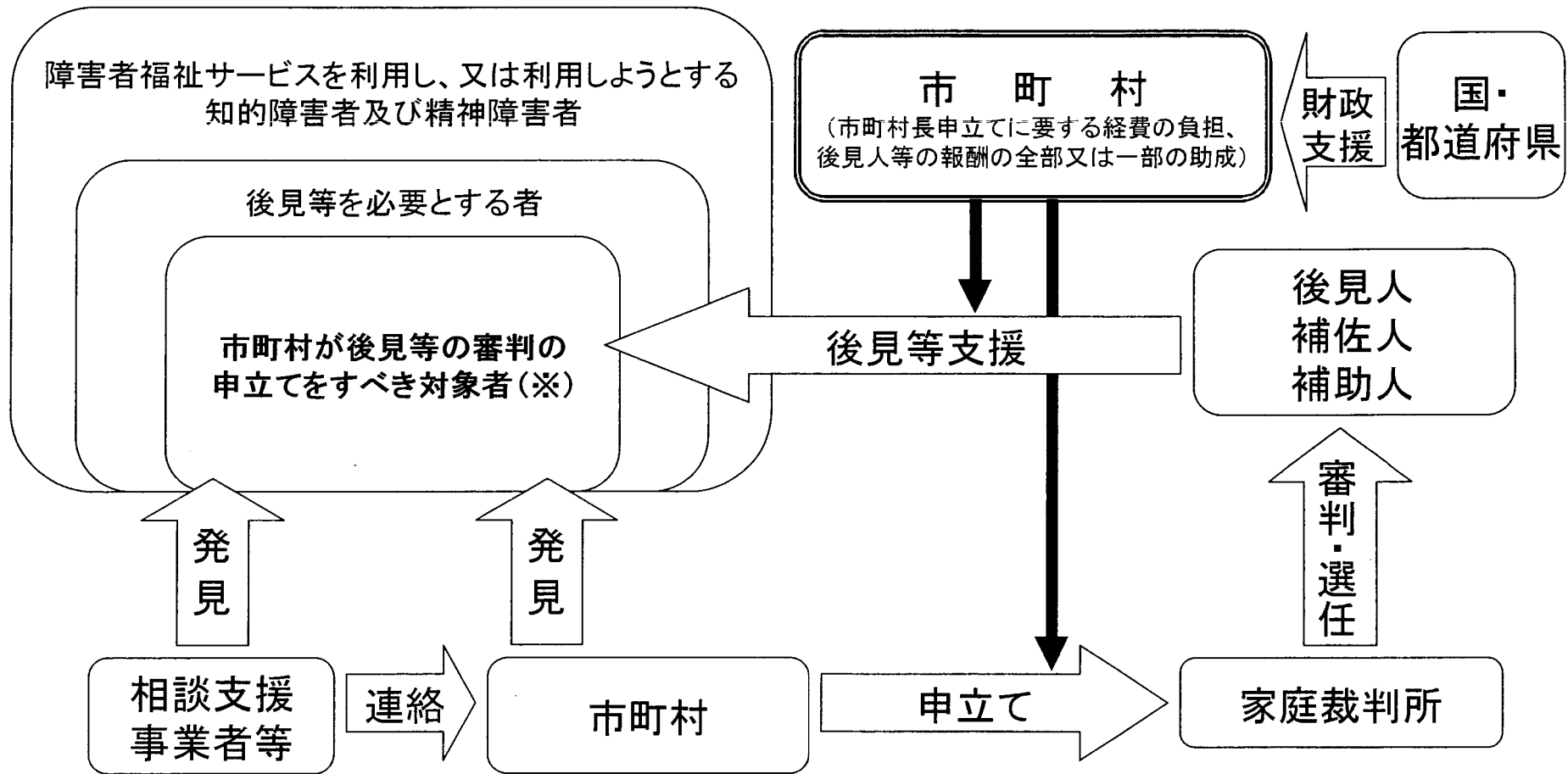
<p style="text-align: center;">援助(保護) の 方法・種類</p>	<p><方 法> 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定</p> <p><種 類> ○福祉サービスの情報提供、助言など相談 ・援助による福祉サービスの利用契約手続き援助</p> <p>○ 日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与</p> <p>○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える</p>	<p><方 法> 家庭裁判所による援助(保護)内容の決定</p> <p><種 類> ○ 財産管理・身上監護に関する法律行為 ・財産管理処分、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為</p> <p>・同意権・取消権 補助は家裁が定める「特定の法律行為」※ 保佐は民法第12条第1項各号所定の行為 成年後見は日常生活に関する行為以外の行為</p> <p>・代理権 補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める</p> <p>※「特定の法律行為」 成年後見は、財産に関するすべての法律行為</p>
<p style="text-align: center;">費 用</p>	<p>○契約後の援助は利用者負担</p> <p>1回あたり平均1,200円程度 社会福祉事業として契約締結までの費用は公費補助</p>	<p>○全て本人の財産から支弁 申し立ての手続費用、登記の手続費用 後見の事務に関する費用 成年後見人、監督人に対する報酬費用 等</p>
<p style="text-align: center;">費用の 減免 又は助成</p>	<p style="text-align: center;">生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費</p> <p>自治体独自で減免している場合あり</p>	<p>○成年後見制度利用支援事業として 申立費用・後見人への報酬の補助 ・介護保険制度の地域支援事業〔任意〕として実施 (介護保険法第115条の38第2項) ・障害者自立支援法の地域生活支援事業〔任意〕 として実施(障害者自立支援法第77条第3項)</p> <p>○リーガルサポート(司法書士会)による 成年後見助成基金</p>

「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」の関係概念図



成年後見制度利用支援事業

(障害者自立支援法の地域生活支援事業)



※市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者(次のいずれにも該当する者)
 ・身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者及び精神障害者
 ・所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

○地域生活支援事業に位置付け
 ○実施主体:市町村
 ○費用負担:国1/2、
 都道府県・市町村1/4

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

<成年後見制度関係>

(地域支援事業)

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
 - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
 - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

障害者自立支援法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

<成年後見制度関係>

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。